

自己資本の開示の拡大

“Change Requirements of Disclosures about Capital”

山内 高太郎
Koutaro Yamauchi

要 旨

2005年8月、国際会計基準審議会は自己資本の開示を国際会計基準第1号の修正として公表した。本基準は、金融商品会計の開示拡大を要求する国際財務報告基準第7号の公表に伴い、実体のリスク・エクスポージャーを評価するため有用な情報として位置づけられるものである。本稿では、この基準の内容と公表される意味について考察するものである。

Key Words：自己資本規制、国際会計基準第1号の修正、クレジット・デリバティブ

はじめに

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB）は、暫定措置とした金融商品会計基準を見直すにあたり、金融商品から生じる信用リスク、市場リスク等実体のリスク・エクspoージャーに関する定性的、定量的な情報の開示を求めて新しい基準を公表した。この中では、実体の自己資本管理やその目標達成に関する情報の公開が求められている。

IASBは公開草案にたいする意見を踏まえ、自己資本に関する開示の拡大を金融商品会計の一部としてではなく、一般目的に適したものとしてとらえることとした。このことは、この開示要求が特定の実体や業種にのみ適用されるものではなく、すべての実体にたいして適用されることを意味している。

本稿では、自己資本に関する開示が金融商品会計から切り離され、一般目的会計として位置づけられた意味について考察するものである。

1. IFRS第7号の公表に伴うIAS第1号の修正

IASBは、2005年8月に国際財務報告基準（International Financial Reporting Standard : IFRS）第7号『金融商品：開示』を公表すると同時に、国際会計基準（International Accounting Standard : IAS）第1号『財務諸表の表示』を追加修正するものとして『自己資本の開示』を公表した。

IFRS第7号は、IAS第30号『銀行および類似する金融機関の財務諸表における開示』とIAS第32号『金融商品：開示および表示』の一部規定を改訂し、従来の開示を拡大するものである。この基準の主たる目的は、日々進歩する金融工学やそこから生み出される金融商品を利用することで生じるリスクの範囲とそのリスクの管理方法を実体の財務諸表で明らかにすることにある¹。

さらにIASBは、実体のリスク・エクスポートナーにたいする対応可能度合いを評価するために、自己資本に関する情報の開示をIAS第1号の修正『自己資本の開示』（以下、『修正』）として公表することとした。これにより、IAS第1号の「はじめに」にIN20を、基準本文に124Aから124Cを加えることとなった。

IN20

- (a) 自己資本管理（managing capital）のための実体の目的、方針、手続き（processes）
- (b) 実体が自己資本としてみなすものについての定量的データ
- (c) 実体が自己資本規制（capital requirements）を達成できた（complied）かどうか
- (d) 実体が自己資本規制を達成できなかった場合、達成できなかった帰結

124Aでは、「いかなる実体も財務諸表の利用者に実体の自己資本管理についての目的、方針、手続きを評価できるように情報を開示すべきである」というように、金融機関のように一部の自己資本規制が課されている実体だけでなく、

1 IFRS第7号の規定では、従業員給付や保険契約など個別規定があるものについては除かれる。（IFRS No.7, par.3）

2 銀行など一部の実体にのみ適用するものではなく、一般目的会計とすることについてIASBは、『修正』のBC43において、「公開草案第7号において、資本に関する情報がすべての実体にとって有用性があることから、審議会は外部から資本規制を課されている実体に限定せず適用することを決定した」としている。しかし、その情報の有用性がいかなるものであるかについては言及されてはいない。

一般的な実体についても自己資本に関する情報の拡大を求めている²。この方針は、IFRS公開草案第7号にたいする日本公認会計士協会の意見³と異なるものであり、日本においては新たな対応が必要となる可能性がある。

2. 『修正』における開示内容の変更

『修正』の124Bでは、以下のように開示内容を規定している。

- (a) 自己資本管理についての目的、方針、手続きについての定量的情報
 - (i) 自己資本として管理するものの記述
 - (ii) 実体が外部から課せられた自己資本規制に従っている場合、それらの規制の性質とそれらの規制が自己資本の管理にどのように組み入られるか、そして
 - (iii) 自己資本管理の目的とどのように合致しているか
- (b) 自己資本として管理するものについて定量的なデータの要約。ある実体が、自己資本の一部を金融負債（すなわち、劣後債の形態）としてみなしているもの。また別の実体が、持分の構成から除くものとしてみなしている自己資本（すなわち、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じた構成要素）
- (c) (a)と(b)について前期よりの変化
- (d) 期間中に外部から課せられた自己資本規制を達成できたかどうか
- (e) 実体がそのような外部から課された自己資本規制を達成できなかった場合、達成できなかった帰結

また、これらの開示の基礎となるデータは、実体の内部で用いられているものを利用することが求められている。このことは、IFRS公開草案第7号にたいする日本公認会計士協会の意見においても表明されていたことであるが、達成できたかできなかったかは、実体の目標水準や戦略などの違いから異なることが予想され、開示される情報や比率がどのような意味をもつかは

³ 2004年11月2日付けで日本公認会計士協会は、自己資本に関する経営者が設定した目標自己資本やその達成・不達成は企業の資本源泉に関する有用な情報であることを認めつつも、各企業によってその内容が異なるため財務諸表で公開すべき性質のものではなく、財務諸表外で企業が自主的に開示するものであるとし、自主的な開示の内容は外部から課された自己資本規制に限定すべきであるという意見を表明していた。

情報利用者の判断に任せられるところが大きいことを意味する。

『修正』ではIG5において、開示される定量的な情報について表1のような例が示されている。

表1

	X4年12月31日 単位 100万	X3年12月31日 単位 100万
債務合計額	1,000	1,100
(-) 現金及び現金同等物	(90)	(150)
純債務額	910	950
持分合計額	110	105
(+) 劣後債務商品	38	38
(-) キャッシュ・フロー・ヘッジに 関連する持分の認識額	(10)	(5)
自己資本の調整額	138	138
債務調整後自己資本比率 ⁴	6.6	6.9

3. 日本における自己資本の規制

日本における自己資本にたいする規制には、商法の配当規制の他、銀行業にたいするBIS規制や証券会社にたいする自己資本比率規制がある。

商法は、これまで債権者保護の観点を重視し資本の部を規制してきたが、2001年の改正⁵により自己株式の取得や保有が可能となり、法定準備金の減少手続き⁶が設けられることとなった。また、改正以前は法定準備金の取り崩しの順序が規定されていたが、「(a)利益準備金の積立限度額を資本準備金の額と併せて規定することとしたこと、ならびに(b)法定準備金の取り崩し可能限度額が、資本の4分の1を控除した範囲内の金額とされたことで、資本準備金と利益準備金とは源泉が異なるものの、商法上は同等の地位におかれることとなった⁷」というように資本の管理が以前よりも柔軟に実体に任されることになってきているといえる。

4 純債務÷調整後自己資本により算定される。

5 2001年商法改正の会計に与える影響については、加藤盛弘『現代の会計学 第3版』森山書店 2002年 144頁 -145頁。

6 法定準備金の減少の決議が行われた場合、債権者に異議を申し立てる機会を与えるという債権者保護手続が設けられている。

7 武田隆二『最新財務諸表論 第9版』中央経済社 2004年 507頁。

(1) BIS規制

IASBの求める資本についてのリスク開示の問題は、銀行業という特定の業種を対象とするものではないが、その議論の経緯にはBIS（Bank of International Settlements）規制の影響も少なくはないと考える。

BIS規制は、1988年G10諸国などで構成されるバーゼル銀行監督委員会により銀行の健全性を確保するために、自己資本比率の算定方法とその数値が8%未満であってはならないことを定めたものをいう。BIS規制自体には法的拘束力はないが、G10諸国の中央銀行総裁や監督機関によって承認されたことにより、その後各国規制当局によって規制が行われることとなり、我が国でも当時の大蔵省（現、金融庁）の通達により導入された。その後、1999年、2001年、2003年と協議が行われ、2004年6月に最終文書が公表されている。

2004年公表のBIS規制の特徴⁸は、自己資本比率算定のためのリスクの測定方法の変更、銀行自身による検証、開示の充実という3つの柱を設定したことにある。とくにリスクの測定方法の変更は、リスク管理手法の進歩にともないBIS規制が要求するリスク算定方法と銀行内部で行われているリスク管理手法の整合性や恣意性の問題を解決するために行われた。この結果、これまで行われてきたリスクウェイトをかけて算定する方法（標準方法：The Standardised Approach）以外に、銀行自身が推計するという方法（The Internal Ratings-Based Approach：内部格付方法）が採用されることとなった。

今回の改訂は、自己資本比率の算定方法のうち分母のリスク管理に重点をおいたものであり、分子の資本については1988年のバーゼル合意と変わらないもの⁹とされた。

(2) 証券会社にたいする規制

証券会社の財務健全性を測る指標として自己資本規制比率がある。これは、証券会社の被る各種リスクにたいする規制であり、証券取引法では120%の維持を義務づけ、100%を下回った場合、金融庁は対象実体にたいし業務停

⁸ BIS基準のこれまでの経過や最終文書についての概要是、金融庁や日本銀行のホームページにまとめられている。（<http://www.boj.or.jp/intl/basel.htm>）

⁹ 日本銀行のHP（<http://www.boj.or.jp/intl/98/bis9810b.htm>）に仮訳が公表されている。

止命令を命じることができる。

$$\text{自己資本規制比率} = \frac{\text{固定されていない自己資本の額}^{10}}{\text{リスク相当額}}$$

また、証券取引法第52条第3項に基づく各証券会社の開示内容は、下記の表2の通りである。

表2

項目	金額
固定化されていない自己資本の額 (A)	× × ×
基本的項目	× ×
補完的項目	× ×
控除資産	×
リスク相当額合計 (B)	× × ×
市場リスク相当額	× ×
取引先リスク相当額	× ×
基礎的リスク相当額	× ×
自己資本規制比率 (A) / (B) ×100 (%)	× × × %

4. 金融商品会計と自己資本管理

自己資本を一定の指標に基づき管理することは、BIS規制のような外部的規制が企業経営に重大な影響を及ぼす場合に極めて重要な意味をもつ。これまでのBIS規制では、自己資本比率を算定するため分母となる資産にリスクによって一定のウェイトをかける方法を採用していたため、銀行はこうしたリスクを軽減するためにクレジット・デリバティブなどの金融商品を利用することで、リスクヘッジを行い、同時にオフバランス処理を利用して格付けをあげるなどの処理¹¹が行われてきた。

現在、日本においてデリバティブ取引は、1999年企業会計審議会の公表した「金融商品に係る会計基準」と2000年日本公認会計士協会が公表した「金融商品会計に関する実務指針」により、時価によるオンバランス処理が求め

10 資本金、資本剰余金等に貸倒引当金、劣後債務、有価証券評価益等を加算し、固定的な資産を控除した数値となる。

11 ジャネット・M・タバコリ、田村和浩訳『クレジットデリバティブ取引事例集』1999年 シグマベイスキャピタル 267頁。

られている。しかし、クレジット・デリバティブは合理的な時価の入手が困難であるということから取得原価によるオンバランス処理が可能となっている。このため、信用リスクのヘッジにクレジット・デリバティブを用いた場合、実体の判断によって自己資本の数値が大きく異なることが予想される。

IASBは、金融商品会計を見直すにあたり、自己資本の開示についてIFRS第7号に含めるのではなく、IAS第1号の修正という結論に達した。これは、自己資本に関する情報が金融商品だけに係る問題ではなく一般目的に適した内容であると判断したためである¹²。

つまり、この修正は金融商品会計の開示拡大に伴う補足情報として扱われるべきものではなく、自己資本に関する情報が極めて重要であるとIASBは考えていることを意味している。しかし、そこで示される情報は実体内部で用いられるものを基礎することが要求されているため、比較可能性という観点からは有用性を見出しにくく、こうした情報を情報利用者が理解しうるかという点に疑問が残る。

5. 自己資本の開示の意味

『修正』では、自己資本情報を格付け¹³などの見地から、自己資本について定量的情報を含め、管理方針などを開示することを求めている。こうした情報を会計情報として財務諸表で開示すべきかどうかという意見¹⁴がある中、IASBは一般目的に適合するものとして基準を公表している。

これまでも転換社債や新株予約権といった負債と資本の両方の性質をもつものが存在したが、金融商品の発達とともに、ストックオプション、クレジット・デリバティブ、証券化などは負債と資本の境界をますます曖昧にしている¹⁵。

会計上、負債と資本を区別することは、その源泉を明確化する意味で極め

12 IASB, *Amendment to International Accounting Standard IAS 1 Presentation of Financial Statements Capital Disclosures*, 2005, BC.44.

13 格付け会社は、企業の財務情報（ファンダメンタルズ）のみならず様々な情報から企業の格付けを行っている。こうした情報は、投資家にとってリスクとリターンを測る上で重要な要因となっている。また、企業にとっては社債の発行条件に大きな影響を与えるものとなっている。

14 IFRS第7号の公開草案第7号への日本公認会計士協会の意見書では、自己資本の情報が有用性をもつものであることは認めつつも、財務諸表外で表示されるものであると述べている。

15 転換社債の転換権について、日本では負債としてIASBでは資本として位置づけている。

16 株主資本コストは、リスクが高く利子コストよりも数%の金利の上乗せが必要と考えられている。

て重要なことである。また、区分によって、利子コストであるのか株主資本コストであるのかという問題が生じ、企業評価¹⁶においてもその意味は大きい。

こうした状況において、自己資本の開示を要求することは、実体自身がどのようなものを自己資本とみなしているのかを明示させることに意味があると考えられる。

しかし、自己資本に関する規制は各国において異なり、BIS規制についてみてもBIS規制で規制されていない事項については、各国が独自に規制することが可能となっている。また、規制当局の立場の違いによっても規制対象や内容が異なる。このため、開示内容が規制により大きく変化することが考えられ、IASBの目指す収斂とは異なる結果をもたらす可能性が大きいといえる。